

記者発表資料
 令和5年10月18日
 教育庁義務教育課指導班
 担当：村上 憲一 内線3646
 高校教育課学校経営・生徒指導班
 担当：佐々木 範子 内線3626
 特別支援教育課教育指導班
 担当：若山 洋 内線3647

令和4年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」 (宮城県分)の結果について

◇文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果による
 [令和5年10月4日公表]

1 調査の趣旨

児童生徒の問題行動等について、全国の状況を調査・分析することにより、教育現場における生徒指導上の取組のより一層の充実に資するとともに、その実態把握を行うことにより、児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応に、また、不登校児童生徒等への適切な支援につなげていくものとする。さらに、調査結果を踏まえ、教育委員会をはじめとする学校の設置者、私立学校主幹部局等における問題行動等への取組や、不登校への支援等の一層の充実に資するものとする。

2 調査対象期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

3 調査対象 (令和4年5月1日現在)

- 国公立小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、義務教育学校、中等教育学校在籍児童生徒 (仙台市を含む)
 - ・ 小学校数 369校 (児童数 111,733人) ※学校数は休校も含む
 - ・ 中学校数 206校 (生徒数 58,916人)
 - ・ 高等学校 106校 (生徒数 60,155人)
 - ・ 特別支援学校 29校 (児童生徒数 2,642人) ※いじめのみ
- ※ 義務教育学校 (前期課程) は小学校に、義務教育学校 (後期課程) は中学校に含まれる。
- ※ 中等教育学校 (前期課程) は中学校に、中等教育学校 (後期課程) は高等学校に含まれる。

4 調査結果の概要

(1) 暴力行為

- 小・中・高等学校における、暴力行為の発生件数は2,605件 (全国95,426件) であり、児童生徒1,000人当たりの発生件数は11.3件 (全国7.5件) である。
- 発生件数は、小学校において前年度より増加し、中・高等学校においては減少している。
- 形態別では、小学校においては、対教師暴力、生徒間暴力、器物損壊が前年度より増加している。中学校においては、対教師暴力、対人暴力は前年度より増加したものの、生徒間暴力、器物損壊は減少している。高等学校においては、対教師暴力、対人暴力、器物損壊が前年度より減少している。

① 発生件数

種別	小学校			中学校			高等学校		
	R4	R3	前年度比較	R4	R3	前年度比較	R4	R3	前年度比較
発生件数(件)	1,662	1,294	+368	864	914	-50	79	95	-16
1,000人当たりの発生件数(件)	14.9	11.5	+3.4	14.7	15.4	-0.7	1.3	1.6	-0.3

② 形態別発生状況

種別	小学校			中学校			高等学校		
	R4	R3	前年度比較	R4	R3	前年度比較	R4	R3	前年度比較
対教師暴力(件)	609	310	+299	74	62	+12	3	5	-2
生徒間暴力(件)	848	820	+28	615	629	-14	45	45	0
対人暴力(件)	2	2	0	9	4	+5	0	3	-3
器物損壊(件)	203	162	+41	166	219	-53	31	42	-11
計	1,662	1,294	+368	864	914	-50	79	95	-16

③ 形態別1,000人当たりの発生件数

種別	小学校			中学校			高等学校		
	R4	R3	前年度比較	R4	R3	前年度比較	R4	R3	前年度比較
対教師暴力(件)	5.5	2.7	+2.8	1.3	1.0	+0.3	0.0	0.1	-0.1
生徒間暴力(件)	7.6	7.3	+0.3	10.4	10.6	-0.2	0.7	0.7	0
対人暴力(件)	0.0	0.0	0.0	0.2	0.1	+0.1	0	0.0	0.0
器物損壊(件)	1.8	1.4	+0.4	2.8	3.7	-0.9	0.5	0.7	-0.2

(2) いじめ

- 小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめ認知件数は14,644件（全国681,948件）であり、前年度より139件減少している。また、児童生徒1,000人当たりの認知件数は62.7件（全国53.3件）である。
- 小学校・特別支援学校は認知件数が減少し、中・高等学校は前年度より増加した。
- 小・中・高等学校及び特別支援学校における重大事態の発生件数は29件（全国923件）であり前年度より10件増加している。また、児童生徒1,000人当たりの発生件数は0.12件（全国0.07件）である。

① いじめ認知件数

種別	小学校		
	R4	R3	前年度比較
認知件数(件)	12,318	12,532	-214

種別	中学校		
	R4	R3	前年度比較
認知件数(件)	2,058	1,989	+69

種別	高等学校		
	R4	R3	前年度比較
認知件数(件)	229	220	+9

種別	特別支援学校		
	R4	R3	前年度比較
認知件数(件)	39	42	-3

② いじめの解消率（小・中・高等学校及び特別支援学校）

区分	R4	R3	前年度比較
宮城県(%)	77.5	81.9	-4.4
全国(%)	77.1	80.1	-3.0

③ いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数

(小・中・高等学校及び特別支援学校)

区分		発生した 学校数(校)	発生件 数(件)	法第28条第1項第1号に規 定する発生件数(件)	法第28条第1項第2号に規 定する発生件数(件)	1,000人当たりの 発生件数(件)
R4	宮城県	26	29	9	22	0.12
	全 国	844	923	448	617	0.07
R3	宮城県	19	19	4	15	0.08
	全 国	645	705	349	429	0.05

- (注) ・ いじめ防止対策推進法第28条第1項において、学校の設置者又は学校は、重大事態に対処するために調査を行うものとするとして規定されており、当該調査を行った件数を把握したものの。
- ・ 第1号「重大事態」とは、法第28条第1項第1号に規定する「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」。第2号「重大事態」とは、同第2号に規定する「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」。
 - ・ 1件の「重大事態」が、第1号及び第2号の両方に該当する場合は、それぞれの項目に計上されている。

(3) 小・中・高等学校の長期欠席（不登校等）

- 不登校出現率は、小学校1.85%（全国1.70%）、中学校 7.00%（全国5.98%）であり、小学校、中学校ともに前年度より増加している。
- 高等学校では、不登校出現率は2.85%（全国2.04%）であり、前年度より増加している。
- 小・中・高等学校とも、依然として全国と比べ高い状況である。

※ 不登校出現率：在籍児童生徒数に対する不登校児童生徒数の割合

- (注) 新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえ、従来、年度間に「欠席日数」30日以上の子童生徒について調査してきたが、令和2年度より「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」欄及び「出席停止・忌引き等の日数」欄の合計の日数により、年度間に30日以上登校しなかつた児童生徒について調査。

① 理由別長期欠席者数

〈小学校〉

(人)

区分	在籍 児童数	理由別長期欠席者数						長期欠席 総数	うち 不登校 出現率 (%)	不登校 出現率 前年度 比較
		病気	経済的 理由	不登校	新型コロナ ウイルスの 感染回避	その他				
	①	②	③	④	⑤	⑥		④÷①		
R4	宮城県	111,733	326	2	2,066	516	1,056	3,966	1.85	+0.39
	全 国	6,196,688	31,955	16	105,112	16,115	43,438	196,676	1.70	+0.40
R3	宮城県	112,787	321	0	1,649	725	336	3,031	1.46	+0.41
	全 国	6,262,256	22,307	7	81,498	42,963	34,100	180,875	1.30	+0.30

〈中学校〉

(人)

区分	在籍 生徒数 ①	理由別長期欠席者数						長期欠席 総数	うち 不登校 出現率 (%) ④÷①	不登校 出現率 前年度 比較
		病気 ②	経済的 理由 ③	不登校 ④	新型コロナ ウイルスの 感染回避 ⑤	その他 ⑥				
R4	宮城県	58,916	674	1	4,122	203	534	5,534	7.00	+0.99
	全 国	3,245,395	43,642	20	193,936	7,505	18,869	263,972	5.98	+0.98
R3	宮城県	59,406	458	0	3,569	397	214	4,638	6.01	+1.40
	全 国	3,266,896	34,652	12	163,442	16,353	18,416	232,875	5.00	+0.91

〈高等学校〉

(人)

区分	在籍 生徒数 ①	理由別長期欠席者数						長期欠席 総数	うち 不登校 出現率 (%) ④÷①	不登校 出現率 前年度 比較
		病気 ②	経済的 理由 ③	不登校 ④	新型コロナ ウイルスの 感染回避 ⑤	その他 ⑥				
R4	宮城県	54,397	841	9	1,552	274	316	2,992	2.85	+0.06
	全 国	2,963,517	30,976	343	60,575	9,256	21,621	122,771	2.04	+0.35
R3	宮城県	55,624	681	7	1,554	126	267	2,635	2.79	+0.76
	全 国	3,014,194	22,864	385	50,985	12,388	31,610	118,232	1.69	+0.30

② 不登校の内訳

(人)

区分	不登校 児童生徒数	内 訳										
		欠席日数 90日未満		欠席日数 90日以上		出席日数 11日以上		出席日数 1日～10日		出席日数 0日		
						出席日数 11日以上	出席日数 1日～10日	出席日数 11日以上	出席日数 1日～10日	出席日数 0日	出席日数 0日	
宮 城 県	小学校	2,066	1,172	56.7%	894	43.3%	757	36.6%	99	4.8%	38	1.8%
	中学校	4,122	1,645	39.9%	2,477	60.1%	2,068	50.2%	339	8.2%	70	1.7%
	高等学校	1,552	1,337	86.1%	215	13.9%	182	11.7%	29	1.9%	4	0.3%
	合 計	7,740	4,154	53.7%	3,586	46.3%	3,007	38.9%	467	6.0%	112	1.4%
全 国	小学校	105,112	58,218	55.4%	46,894	44.6%	38,865	37.0%	5,119	4.9%	2,910	2.8%
	中学校	193,936	75,161	38.8%	118,775	61.2%	94,837	48.9%	17,234	8.9%	6,704	3.5%
	高等学校	60,575	50,145	82.8%	10,430	17.2%	8,590	14.2%	1,373	2.3%	467	0.8%
	合 計	359,623	183,524	51.0%	176,099	49.0%	142,292	39.6%	23,726	6.6%	10,081	2.8%

(4) 高等学校の中途退学

○ 中途退学率は1.6%（全国1.4%）であり、前年度より増加している。

中途退学者数及び中途退学率

区分		R4	R3	前年度比較
宮 城 県	中途退学者（人）	967	797	+170
	中途退学率（%）	1.6	1.3	+0.3
全 国	中途退学者（人）	43,401	38,928	+4,473
	中途退学率（%）	1.4	1.2	+0.2

5 県教委としての対応

暴力行為の発生件数の増加については、新型コロナウイルス感染症の影響で縮小していた諸活動が再開されたことによる児童生徒の接触機会の増加が一因になったと考えられる。

いじめの認知件数が全国平均より高い数値となっていることについては、暴力行為と同様に児童生徒の接触機会が増えたことや、小さなトラブルでもいじめとして認知するなど、積極的な認知に努めてきたことが要因と考えられる。

不登校児童生徒の出現率が、小・中・高等学校すべてにおいて前年度より増加していることについては、不登校への理解が深まり、保護者の登校に対する意識の変化が見られるほか、新型コロナウイルス感染症の影響で児童生徒の生活リズムが乱れやすい状況が続いていたこと等が要因として考えられる。

すべての児童生徒の成長を支えるための日常的な指導や支援を大切にするとともに、困難や課題を抱える児童生徒の不安や悩みを受け止め、一人一人に寄り添うことが何よりも大切であるという認識のもと、調査結果を踏まえ、市町村教育委員会や関係部局、民間施設等と連携しながら、以下のような取組を一層推進する。

(1) 教育相談等の充実

- ① 全公立小・中学校、県立高等学校及び県立特別支援学校にスクールカウンセラーを配置
- ② 各市町村及び県立高等学校にスクールソーシャルワーカーを配置（市町村については委託）
- ③ 児童生徒心のサポート班による、心のケア、いじめ対策、学校に登校していない児童生徒等支援等に係る訪問及び来所相談
- ④ 教育事務所専門カウンセラーを各教育事務所に配置し、管内の児童生徒や保護者及び教職員からの相談に対応
- ⑤ 特別支援学校のセンター的機能を活用した教育相談への助言等による対応
- ⑥ 「不登校・発達支援相談室」における公認心理師等の面談・電話による相談
- ⑦ 24時間SOSダイヤルやSNS等を活用した相談業務の実施

(2) 問題行動への対策

【暴力行為】

- ① 生徒指導支援として教員加配や警察・教員OB等の支援員の配置
- ② 問題行動の未然防止、早期解決のために学校生活適応支援員を配置
- ③ 学校警察連絡協議会連絡会における学校と警察の情報交換と連携の強化
- ④ 宮城県警察によるスクールサポーター制度の活用促進

【いじめ】

- ① 県教委作成の「いじめ対応研修テキスト」の活用促進
- ② 指導主事学校訪問における学校の諸課題に関する話合いや生徒指導担当や関係教員を対象とした研修の充実により、いじめの積極的な認知と早期の組織的な対応及び「いじめ防止対策推進法」等に基づく適切な重大事態への対応の徹底
- ③ 各教育事務所及び義務教育課にスクールロイヤーを配置し、いじめ予防教室や法的相談を実施
- ④ 児童生徒による動画作品の制作を通し、いじめ防止の取組や主体的に魅力的な学校づくりに取り組もうとする意識を醸成
- ⑤ 研修会の開催とフィルタリング機能の普及促進、情報モラルの啓発とネットパトロールの実施によるネット被害未然防止対策
- ⑥ 児童生徒によるいじめ防止に向けた話合いや主体的な取組を通し、いじめへの理解を深め、いじめに向かわない心情や態度を育成

(3) 不登校児童生徒等への支援の充実（「どこにいても誰かとつながっている」体制づくりの充実）

- ① すべての児童生徒にとって「魅力ある・行きたくなる学校づくり」の更なる推進
- ② スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによるアセスメントの実施と個票活用による組織的・計画的な支援の充実
- ③ 教室で過ごすことに不安を抱えている児童生徒の居場所を校内につくり、学習支援と自立支援を図る「学び支援教室支援事業」の充実と「別室支援員」の活用
- ④ 教育支援センターとしての機能を持つ「みやぎ子どもの心のケアハウス」の相談機能強化による個に応じた支援の充実
- ⑤ 学校に登校していない児童生徒の社会的自立を支援する訪問指導員を配置し、アウトリーチによる相談、学習支援を実施
- ⑥ 各地域における支援機関連携強化のための児童生徒支援ネットワーク会議の設置
- ⑦ フリースクール等民間団体との連携強化による多様な学びの場、居場所の確保
- ⑧ 高校入試では、不登校のみをもって不利にならないよう配慮

問題行動の未然防止、早期発見・早期対応
学校に登校していない児童生徒への適切な支援

心のケア・いじめ対策・不登校児童生徒等支援チームの設置（教育庁内関係全課室公所に相談窓口を設置）

心のケア・いじめ対策・不登校児童生徒等支援プロジェクトチーム

（義務教育課内に設置）

- 心のケア、いじめ対策、不登校児童生徒等支援を総合的に企画・調整
- 相談窓口の運営、現場訪問に係る総合調整

児童生徒の心のサポート班（東部教育事務所・大河原教育事務所内に設置）

- 心のケア、いじめ対策、不登校児童生徒等支援等に対する訪問指導及び来所相談
- 教育職、心理職、福祉職で班を構成

教育相談の充実（小・中）

スクールカウンセラーの配置

- 全公立中学校・義務教育学校に配置
- 全市町村に広域カウンセラーを配置し全公立小学校に対応
- 児童生徒等及び保護者からの相談対応
- カウンセリングに関する教員への助言等校内教育相談体制の充実
- 要請のあった学校への緊急派遣

教育事務所専門カウンセラーの配置

- 教育事務所管内の児童生徒や保護者及び教職員からの相談に対応（各教育事務所等に配置）

- 不登校児童生徒保護者対象相談会・懇談会での講話、教育相談の実施
- 緊急対応、心のケアを要する学校でのカウンセリングの実施

けやき支援員、けやきフレンドの派遣

- けやき教室等にけやき支援員を派遣
- けやき教室へのボランティアの派遣



いじめ対策・不登校児童生徒支援（小・中）

スクールソーシャルワーカー活用事業

- スクールソーシャルワーカーの配置（市町村別別）
- スクールソーシャルワーカーSVの派遣
- 各教育事務所にて学青少年育成員を配置
- 学校に心のケア支援員を配置
- 教育庁に心のサポートアドバイザーを配置
- みやぎ小・中学生いじめ防止動画コンクール
- みやぎ小・中学生いじめ問題を考えるフォーラム

児童生徒支援ネットワーク事業

- 訪問指導員を配置し、訪問指導（相談及び学習支援）を実施
- 各教育事務所等に「地域ネットワークセンター」を設置
- 民間施設等との連携

スクールロイヤー活用事業（小・中・高・特）

- いじめ予防教室や法的相談の実施

魅力ある・行きたくなる学校づくりの推進（小・中・高）

- みやぎ「魅力ある・行きたくなる学校づくり」推進事業
- みやぎ「魅力ある・行きたくなる学校づくり」研修会
- 教育活動充実支援事業

学び支援教室支援事業（小・中）

- 教室で過ごすことに不安を抱えている児童生徒の居場所を校内につくり、学習指導と自立支援を実施

別室登校等児童生徒支援事業（小・中）

- 別室支援員を配置し、各校の別室における学習支援や自立支援を実施

みやぎ子どもの心のケアハウス運営支援事業（小・中）

- 不登校及び不登校傾向にある児童生徒の社会的自立や学校復帰に向けた市町村が行う体制整備・機能強化を支援

高等学校スクールカウンセラー活用事業（高）

- 県立高等学校にスクールカウンセラーを配置
- 県立高等学校にスクールソーシャルワーカーを配置
- 生徒、保護者、教職員に対する計画的、継続的なカウンセリング及び支援
- 教育相談に関する教職員への助言・援助

ネット被害未然防止対策

- 講演会の開催とフィルタリング機能の普及促進、情報モラルの啓発
- ネットパトロールの実施

総合教育相談 児童生徒及び保護者等への教育相談

- 「不登校・発達支援相談室」で公認心理師等が行う面談・電話による教育相談
- 24時間子供SOSダイヤル
- SNS等を活用した相談業務

特別支援学校外部専門家活用事業（特）

- 特別支援学校へのスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置

みやぎアドベンチャープログラム(MAP)事業

- 児童生徒の豊かな人間関係の構築に向けて指導者の養成や研修
- MAPの手法を取り入れた集団活動の実施

いじめ対策・不登校生徒支援の強化（高）

- いじめ問題対策連絡協議会の設置・開催
- いじめ防止対策調査委員会の設置・開催
- 学校警察連絡協議会の設置・開催
- 学校生活適応支援員、心のサポートアドバイザーの配置
- 問題が深刻化した場合の支援チーム派遣
- 学校間や関係機関との連携
- 精神保健研修会の開催

各種研修の充実（小・中・高・特）

- 生徒指導に係る研修会の実施

